三　一般国道三号		
一　次に掲げる地点の間で供用されている区間（八代市二見下大野町にある一般国道三号と熊本県道二百五十三号との交点を経由するものに限る。） イ　八代市日奈久平成町にある一般国道三号同士の交点 ロ　熊本県葦北郡芦北町田浦にある一般国道三号同士の交点 二　次に掲げる地点の間で供用されている区間 イ　阿久根市多田字陳ノ尾にある一般国道三号と一般国道三百八十九号との交点 ロ　同市鶴川内字上野畑にある一般国道三号と鹿児島県道四十六号との交点 三　次に掲げる地点の間で供用されている区間（いちき串木野市大原町にある一般国道三号と鹿児島県道三十九号との交点を経由するものに限る。） イ　薩摩川内市水引町草道にある一般国道三号同士の交点 ロ　いちき串木野市大里字上池田にある一般国道三号同士の交点		
四　一般国道四号		
一　次に掲げる地点の間で供用されている区間 イ　東京都中央区日本橋一丁目にある一般国道四号の起点 ロ　同都台東区根岸五丁目にある一般国道四号と東京都道三百六号との交点 二　次に掲げる地点の間で供用されている区間（久喜市大字栗橋にある一般国道四号と久喜市道五号との交点を経由するものに限る。） イ　越谷市下間久里にある一般国道四号同士の交点 ロ　宇都宮市平出工業団地にある一般国道四号同士の交点 三　次に掲げる地点の間で供用されている区間（盛岡市玉山区渋民字大前田にある一般国道四号と盛岡市道六十万三百十四号との交点を経由するものに限る。） イ　盛岡市玉山区渋民岩鼻にある一般国道四号同士の交点 ロ　同区渋民鶴飼にある一般国道四号同士の交点		
五　一般国道六号		
一　次に掲げる地点の間で供用されている区間 イ　東京都中央区日本橋一丁目にある一般国道六号の起点 ロ　同都葛飾区青戸八丁目にある一般国道六号と東京都道三百十八号との交点 二　次に掲げる地点の間で供用されている区間 イ　東京都中央区東日本橋二丁目にある一般国道六号同士の交点 ロ　同区東日本橋二丁目にある一般国道六号と一般国道十四号との交点 三　次に掲げる地点の間で供用されている区間 イ　東京都墨田区八広六丁目にある一般国道六号と墨田区道百十九号との交点 ロ　同都葛飾区四ツ木四丁目にある一般国道六号同士の交点		

別表第三の七の項から十の項までを次のように改める。

		四　次に掲げる地点の間で供用されている区間 イ　日立市旭町二丁目にある一般国道六号と一般国道二百四十五号との交点 ロ　同市東滑川町三丁目にある一般国道六号同士の交点 五　次に掲げる地点の間で供用されている区間（いわき市内郷御厩町一丁目にある一般国道六号といわき市道二百四十五号との交点を経由するものに限る。） イ　いわき市小名浜住吉にある一般国道六号同士の交点 ロ　同市平下神谷にある一般国道六号同士の交点 六　次に掲げる地点の間で供用されている区間（相馬市塚部にある一般国道六号と福島県道二百七十二号との交点を経由するものに限る。） イ　相馬市程田潜石にある一般国道六号同士の交点 ロ　福島県相馬郡新地町駒ヶ嶺にある一般国道六号同士の交点
七　一般国道八号		
一　次に掲げる地点の間で供用されている区間（新潟市南区戸頭にある一般国道八号と新潟市道戸頭清水線との交点を経由するものに限る。） イ　新潟市南区白根四ッ興野にある一般国道八号と新潟市道鯵潟古川線との交点 ロ　同区戸頭にある一般国道八号同士の交点 二　次に掲げる地点の間で供用されている区間 イ　柏崎市茨目二丁目にある一般国道八号と一般国道二百五十二号との交点 ロ　同市城東一丁目にある一般国道八号と一般国道三百五十三号との交点 三　次に掲げる地点の間で供用されている区間 イ　糸魚川市梶屋敷にある一般国道八号と新潟県道二百七十号との交点 ロ　同市大和川にある一般国道八号と新潟県道二百二十二号との交点 四　次に掲げる地点の間で供用されている区間（黒部市荻生にある一般国道八号と富山県道十四号との交点を経由するものに限る。） イ　富山県下新川郡入善町上野にある一般国道八号同士の交点 ロ　魚津市江口にある一般国道八号同士の交点 五　次に掲げる地点の間で供用されている区間 イ　金沢市今町にある一般国道八号同士の交点 ロ　同市今町にある一般国道八号と石川県道二百十五号との交点 六　次に掲げる地点の間で供用されている区間（長浜市西浅井町塩津浜字西にある一般国道八号と長浜市道塩津浜本線との交点を経由するものに限る。） イ　長浜市西浅井町塩津浜にある一般国道八号と長浜市道塩津浜東線との交点 ロ　同市西浅井町塩津浜にある一般国道八号と滋賀県道三百三十六号との交点	